

職 職 — 1 3 2

令和 5 年 4 月 28 日

人事院事務総局職員福祉局長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが
著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」
の廃止について（通知）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であ
ると認められる場合の休暇の取扱いについて（令和 2 年 3 月 1 日職職－104）
」は、令和 5 年 5 月 7 日をもって廃止します。

以 上